

2023年5月8日

パルシステム協力会
『ふれあい保障制度』ご加入企業 御中

代理店：株式会社パルふれあいサービス
保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する入院保険金（見舞金）のお取扱いについて

拝啓 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。特に罹患された皆さまには一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、三井住友海上火災保険株式会社では2020年4月より、疾病により入院された場合に保険金をお支払いする特約において、新型コロナウイルス感染症と診断され、医師の指示により臨時施設または自宅にて療養をされた場合（以下、「宿泊・自宅療養」といいます）は、約款上の「入院」として取り扱い、入院保険金等のお支払い対象とする特別取扱（以下、「みなし入院」といいます）を実施しており、2022年9月26日以降は、「重症化リスクの高い方」を対象に「みなし入院」の取扱いを継続しております。

今般、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「五類感染症」となりました。新型コロナウイルス感染症について入院勧告・措置等の対象ではなくなったことから、パルシステム協力会を通してご加入いただいている『ふれあい保障制度の入院見舞金』についても同様の扱いとなり、同日以降に同感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方におかれましては、同年5月8日以降もご請求いただけます。また、疾病により入院された場合に保険金をお支払いする特約においては、新型コロナウイルス感染症と診断され、当社約款に定める入院の定義に該当する入院をされた場合、5月8日以降も変わらず入院保険金等のお支払い対象となります。

詳細は以下をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		2022年9月25日以前 に診断された場合	2022年9月26日か ら2023年5月7日ま でに診断された場合	<u>2023年5月8日以降 に診断された場合</u>
入院された場合 (約款におけるお取扱い)		○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養 された場合 (特別なお取扱い)	重症化リスク の高い方※	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外

※「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65才以上の方」・「入院を要する方」・「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」・「妊婦の方」になります。

お問い合わせ先

ふれあい保障制度事務局：株式会社パルふれあいサービス
TEL：03-3232-2460 月～金 9：00～17：30

以上